○」を「九〇」に改め、同表整理番号二〇三の項中「四五」を「四〇」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から適用する。

2　都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCn、Cno及びCniの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

○環境省告示第二十五号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府通商産業省令第二号）第一条の七第三項の規定に基づき、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日　環境大臣　松本　龍

別表第一整理番号二の項中「四〇」を「三六」に改め、同項備考欄を次のように改める。

総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものにあっては、第三欄の(1)ロの値は、四〇とする。

別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号一〇の項中「六・五」を「六」に改め、同表整理番号一二の項中「五」を「四・五」に改め、同表整理番号三八の項中「一二」を「九」に改め、同表整理番号四七の項中「二・五」を「二」に改め、同表整理番号一〇二の項中「二六・五」を「一六」に改め、同表整理番号一二二の項中「二三」を「一六」に改め、同表整理番号一三八の項、一三九の項及び一四二の項中「四」を「三・五」に改め、同表整理番号二〇二の項中「一七」を「一六」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から適用する。

2　都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCp、Cpo及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

国会事項

衆議院

予算送付及び通知

三月二十九日憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となった次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

平成二十三年度政府関係機関予算

法律公布奏上及び通知

三月二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律

法律公布奏上通知書受領

三月二十九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

承諾を求めるの件送付及び通知

三月二十九日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（承諾を求めるの件）

議案送付

三月二十九日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案

内閣府設置法の一部を改正する法律案

議案通知

三月二十九日次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となった旨参議院に通知した。

平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

平成二十三年度政府関係機関予算

又同日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案（第百七十六回国会内閣提出、参議院継続審査）

又同日参議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨参議院に通知した。

平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第百七十三回国会内閣提出、参議院継続審査）

平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第百七十三回国会内閣提出、参議院継続審査）

平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（承諾を求めるの件）（第百七十三回国会内閣提出、参議院継続審査）

議案通知書受領

三月二十九日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。

平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

平成二十三年度政府関係機関予算

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

返付議案受領

三月二十九日参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

平成二十三年度政府関係機関予算

両院協議会請求

三月二十九日本院は次の内閣提出案につき参議院が否決したので参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。

平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

平成二十三年度政府関係機関予算